

尾市時報

八尾市告示第三十八号	本市會に於て議決を 經たる昭和二十四年 度八尾市歳入歳出追 加豫算の要領は左の 通りである	昭和二十四年四月二十八日	八尾市告示第三十一號	市役所廳舍建設費 教育費
第二款 市役所費	第一款 市税	八尾市長 脇田幾松	八尾市長 脇田幾松	第五款 教育費
二八、四八二、二六〇圓	第一項 地方配付稅	八尾市長 脇田幾松	八尾市長 脇田幾松	第七項 新制中學校建設費
歲入合計	二五、〇四三、六五〇圓	八尾市長 脇田幾松	一六、〇七五、〇〇〇圓	第一條 市道並にその附屬物の接續地に建築變更又は 設、改築、増築等をなし若くはその他の事由により當該地域 の境界明示を受けようとする者は左記の事項を以てし 市長に願出しなければならぬ
一二〇、六九五、〇一五圓	第一項 前年度繰越金	八尾市長 脇田幾松	一二〇、六九五、〇一五圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓
歲 出	一四、一六六、〇〇〇圓	八尾市長 脇田幾松	八尾市長 脇田幾松	第四項 道路境界明示規則
	一二〇、六九五、〇一五圓	八尾市長 脇田幾松	八尾市長 脇田幾松	二、明示位置の地先町名地番

事由の概要
三、出願者の住所氏名(併
受地の場合は地主も署名
捺印すること)
四、附近見取図(明示線を
朱記すること)

第二條 境界明示を受け
事由が工作物の新設、改
築、増築、更又は大修
繕の場合には当該工
事の竣工後七日以内に
市長に届出なければなら
ない

第三條 この規則は昭和二
十四年四月二十五から
れを施行する

八尾市告示第三十四号(並
び集團示威運動に關する規
條例を次のように制定する。)
昭和二十四年四月二十六日
八尾市長 脇田義松

運動で街路を行進し又は占拠することにより街路を通行し又は使用する他人の個人的権利を排除し若しくは妨害するに至るべきもののは、公安委員會の許可を受けないで行つてはならない。

第二條 前條の許可申請は、主催者たる個人又は團體の代表者から前條の行為又は集團示威運動の開始時刻の七十二時間前までに公安委員會に對し文書でしなければならない。

第三條 前條の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、 行進又は集團示威運動の日時

二、 主催者並びに参加全體の氏名又は名稱及び住所又は事務所の所在地

三、 行進の経路又は集團示威運動の場所

四、 参加予定人員数

五、 行進又は集團示威運動の目的及び性質

第四條 公安委員會は第二條の規定による申請があつたときは行進又は集團示威運動が公安に差迫した危険を及ぼすことが明かである場合の外は許可

第五條 第一條の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し若しくはこれに參加した者又は第三條に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前款第三項の規定に基き公安委員会が附した條件に従わないもの又は一年以下の徴収又は五萬圓以下の罰金に處す前項の刑は併科することができる

第七條 この条例は公務員の選舉に關する法律によつて施行する。又は選舉運動中における政治集會若しくは演説の事前届出を必要ならぬものでは演説しようとするものではない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

八尾市公示第三十六号

八尾市立保育所条例制定に關する件

八尾市立保育所条例を次のようにより制定する。

昭和二十四年四月二十八日

八尾市長 脇田幾松

理 由

市立保育所を兒童福祉の趣旨に合致する條例整備の必要であるのでこの案を提出する次第である。

八尾市条例第五十四号

八尾市立保育所条例

第一條 八尾市立保育所(以下保育所といふ)は兒童福祉法第二十四条の規定による乳幼兒を保育する所とする。

第二條 保育料は無料とする
　　以上の限りではない。
第三條 第一條第二項の規定
　　定により保育所に幼児を定
　　入所させようとするときは
　　は其の保護者は市長の許
　　可を受けなければならぬ。
　　前項の場合市長において
　　幼稚が保育上又は管理
　　上不適当と認めるときは
　　入所を許可しないことが
　　ある。

第五條 第一條の規定に違反して行なわれた行進又は集団示威運動を計画し若しくはこれに參加した者又は第三條に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者及び前款第三項の規定に基き公安委員会が附した條件に従わないもの又は一年以下の徴収又は五萬圓以下の罰金に處す前項の刑は併科することができる

第七條 この条例は公務員の選舉に關する法律によつて施行する。又は選舉運動中における政治集會若しくは演説の事前届出を必要ならぬものでは演説しようとするものではない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

八尾市公示第三十六号

八尾市立保育所条例制定に關する件

八尾市立保育所条例を次のようにより制定する。

昭和二十四年四月二十八日

八尾市長 脇田幾松

理 由

市立保育所を兒童福祉の趣旨に合致する條例整備の必要であるのでこの案を提出する次第である。

八尾市条例第五十四号

八尾市立保育所条例

第一條 八尾市立保育所(以下保育所といふ)は兒童福祉法第二十四条の規定による乳幼兒を保育する所とする。

第二條 保育料は無料とする
　　以上の限りではない。
第三條 第一條第二項の規定
　　定により保育所に幼児を定
　　入所させようとするときは
　　は其の保護者は市長の許
　　可を受けなければならな
　　い前項の場合市長において
　　幼稚が保育上又は管理
　　上不適当と認めるときは
　　入所を許可しないことが
　　ある。

衛生課より

五月一日を以て課係員

命市立八尾市民病院事務長	主事	古田	幸一
命出納係長	主事	木下彌兵衛	
命議事係長	主事	櫻知	
命民生課長	主事	南野	
命人事係長	主事	田中	
命庶務係長	主事	泰治	
命學事係長	主事	庖丁	
命地保長	主事補	吉村	英夫
命秘書係長	書記	片岡	英一
命援護係長	書記	植田	一郎

